

議員提出議案第 3号

伊藤惠一議員の議場における発言並びに議員活動報告記載事項の
根拠を明らかにすることを再度求める決議

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり
提出します。

令和5年6月8日 提出

提出者

桑名市議会議員

近藤 浩

賛成者

同

富田 薫

同

倉田 明子

同

松田 正美

同

畑 紀子

同

伊藤 研司

同

飯田 尚人

同

多屋 真美

同

近藤 浩



伊藤恵一議員の議場における発言並びに議員活動報告記載事項の根拠を明らかにすることを再度求める決議

本年5月2日開催の臨時会において、「伊藤恵一議員の議場における発言並びに議員活動報告記載事項の根拠を明らかにすることを求める決議」が全会一致で可決された。

これを受け、後日、同議員から、自身の一連の言動に対する根拠を示すとする文書が提出されたため、5月22日に各派代表者会議を開催の上、提出された文書の内容確認を行った。

会議の冒頭、議長から、伊藤恵一議員に対し、提出文書の補足説明又は本件に対する弁明等があるかを伺ったところ、全て文書で明らかにしていることから特段補則説明等はないとのことであった。

しかしながら、同議員から提出された文書には、根拠を明らかにできない理由が記載されているものの、一連の言動の根拠を明らかにする記載がないばかりか、本件とは全く関係のない記述が大半を占め、到底理解できるものではなかった。

また、会議に出席した議員からも、再三に渡り根拠を示すよう求められたにも関わらず、同議員からは、疑問を払拭するような明確な回答はなく、公人から聞いた事実であり、それ以上の説明は弁護士にしかできない旨を繰り返すばかりであった。

この結果、決議で求めた根拠が明らかにされていないということは、同議員を除き、会議に出席した議員の共通した認識である。また、届いた葉書の趣旨が理解できないという市民の声をお聞きしている現状からも、同議員の一連の言動が、市民に対し誤解や疑念を抱かせるものであったことは揺るぎない事実である。同議員も「いろいろ聞かれるので、きちんと説明している」と発言していることから、その認識は少なからずあるものと考えられる。

桑名市議会議員政治倫理条例第2条第2項には、「議員は、政治倫理に反する行為として市民に疑惑を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。」と規定されており、同議員もこの趣旨を理解し、同条例第3条に規定する宣誓書を提出している。

以上のことから、同議員には、一連の言動に対し、自ら疑惑を解明する責務がある。

よって、桑名市議会は、再度、同議員に対し、自身の一連の言動に対する根拠について、今月14日までに文書をもって明らかにすることを強く求めるものである。

以上、決議する

令和5年6月8日

桑名市議会